

取扱区分：「公開」

平成26年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年3月10日(月)午前10時02分～

於：キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階カルチャールーム

平成26年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年3月10日（月） 午前10時02分 ～ 10時46分

2 場 所 キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階カルチャールーム

3 会議に付した議案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について 5件

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 312件
農用地利用集積計画について

報告第9号 農地法第3条の規定による許可申請の取消について 1件

報告第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 1件

報告第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 8件

報告第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消
について 2件

報告第13号 非農地証明について 14件

報告第14号 農業生産法人報告書の提出について 2件

4 出席委員

第2番 笠井保雄君

第3番 河内邦雄君

第4番 大田幹代君

第5番 杉村洋治君

第9番 岩田学君

第10番 村木実君

第11番 松田孝行君

第12番 徳原尚一君

第13番 山崎光夫君

第14番 水井規雅君

第15番 石村敏昭君

第16番 實近浩司君

第17番 白石純治君

第18番 小林一雄君

第19番 福 田 みどり 君

第20番 杉 村 龍 男 君

第21番 藤 井 和 典 君

第22番 梅 田 洋 治 君

第23番 椎 木 人 志 君

第24番 大 江 静 人 君

第25番 弘 中 壽 君

第26番 江 波 一 男 君

第27番 田 中 榮 作 君

第28番 野 村 一 男 君

第29番 藤 井 孝 君

第30番 西 田 孝 美 君 (職務代理者)

第31番 杉 村 勝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第1番 久 保 忠 雄 君

第6番 歳 光 時 正 君

第7番 福 田 栄 司 君

第8番 安 永 守 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 兼 重 輝 美

次 長 西 村 一 成

次長補佐 徳 本 純 子

書 記 田 原 勉

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は31名中27名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番久保忠雄委員、第6番歳光時正委員、第7番福田栄司委員、第8番安永 守委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第3回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第10番、村木 実委員さん、第23番、椎木人志委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

まず、議案第5号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

なお、報告第9号が関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案1件でございます。

1番をご説明いたします。

1番につきましては、報告第9号「農地法第3条の規定による許可申請の取消について」と、関連がございますので、まず、報告第9号につきまして、ご説明いたします。議案書の6ページから7ページをお願いいたします。

平成23年4月8日、周農委第3号の10により、農地法第3条の規定による許可をした申請について、当時の譲受人が、平成23年5月2日、不慮の事故により死亡したため、未登記でありました。今回、譲渡人、譲受人の相続人から取消申請書が提出され、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、報告事項は、毎月20日までに提出があったものにつきまして、翌月の総会で報告しております。今回の報告第9号は、平成26年2月24日に受理したものであり、通常であれば、来月の総会での報告となりますが、議案第5号と関連がありましたので、今月の総会での報告とさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。1ページから2ページにお戻りください。

1番につきましては、只今、報告第9号でご説明いたしました、死亡した譲受人の弟さんが、新たに譲受人となり、許可申請書を提出されたものでございます。

申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●、字●●、●●に所在する農用地区域内農地の田10筆、農用地区域外農地の田6筆、畑3筆、大字●●字●●、字●●に所在する農用地区域外農地の畑4筆の合計23筆で、合計面積は、17,588平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢のため、後継者である子へ申請地を譲り渡すこととされ、譲受人である子は、申請地を譲り受け、農業後継者として、耕作されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、幼少より農業全般に携わり、現在も譲渡人の農地全部を耕作されており、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定に

については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は175アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか普通畑として耕作されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

調査報告をいたします。

去る3月1日に、申請人と面談にて調査をいたしました。譲受人は、実質上、申請農地を30数年前より耕作しておりまして、現在に至っております。なおかつ、自宅隣接地に、ライスセンターも営んでおり、私も利用しております。

今回贈与を受けて家督を継ぐということになった次第で、何ら問題はなかろうかと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件並びに報告第9号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第9番

親から子へ渡すのに、使用貸借でやる場合と所有権移転でやる場合があります。所有権移転でやったら、贈与税が掛かるだけですか。申請者から質問があった時に、親から子へ渡す時に、所有権移転でやっても大丈夫ですよとか、アドバイスができるので、その辺聞いてみたいんですが分からないでしょうか。

通常は使用貸借なんですが、相続税が掛かるから所有権移転をやらないというのは結構多いんです。相続税に控除があれば、所有権移転でやった方が先でまたやらなくて済むから、得ではある訳です。親から子へ渡すのは一緒ですから。その辺ご存知ないでしょうか。相続税がいくらとか控除額があるとか。

事務局

今回は、権利移動は所有権移転ということで申請されました。その辺りのこと詳しいことが分かりません。申し訳ありません。

第22番

これは、不動産登記法上の問題です。

第9番

そうですか。相続税掛かるのではないんですか。

第22番

土地所有者が亡くなったら、6か月以内に相続しなくてはいけないという法律がある訳です。

第9番

亡くなってはいません。親は生きています。●●さんというのは私の従兄弟ですが、生きています。

第20番

相続の方が安いんです。

第9番

死亡の相続の方が安いんですか。

第 20 番

贈与の方が高いんです。ただ評価によります。

第 9 番

●●の田がどれくらいの評価かということで、それで得だったら使用貸借にしないで、所有権移転にした方がいいということですか。

第 20 番

110万円の基礎控除があります。

第 9 番

110万円ですか。それは太いですね。

第 20 番

まあ評価によります。

議長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 5 号 1 番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1 番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第 6 号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 3 ページから 4 ページをお願いいたします。

議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により周南市長より、同法第 8 条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成 26 年 3 月 10 日 周南市農業委員会 会長 杉村勝美

計 5 件ですが、4 件が除外、1 件が編入でございます。

事務局

それでは、議案第6号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、11月末までに、4件の除外の申し出及び1件の編入の申し出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。それでは、各案件をご説明いたします。

まず、1番をご説明いたします。

場所は●●地区、目的は自己用住宅です。本件では、住み替えにより自己用住宅を建築したいとのことで、自己所有地で申出地以外に他に適地がないため、今回の申し出となりました。

(スクリーンに、位置図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、JR●●線●●駅から国道●●号線を南西に向かい、市道●●線を北西に進んだ所に位置します。

(スクリーンに、周辺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の登記地目は畑で、登記面積は586平方メートルです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図です。この赤い部分が申出地です。申出地の東側は山林、西側は市道●●線を挟んで畑、南側は宅地、北側は畑にそれぞれ面しております。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが現地の写真です。

説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関する意見を願います。

第4番

事務局の説明の通りです。以前、事務局と申出地で現地を確認しながら、申出人の奥様、お母様とお話を聞きました。そして、先日3月5日に現地を

確認するとともに、電話にて申出人、奥様とお話いたしました。

今回の申し出は、お母様と祖母が住んでおられる実家の近くに、住宅を建てたいとのことで、住宅建設用地としては、他に値する土地がないからということですが。

申出人は、申出地より車で5分の所に、今家を借りて4人で住んでおられます。認知症の祖母をお母様が介護されており、少しでも早く実家の近くに家を建てて、いずれは一緒に住む予定とのことですが。

申出地は、畑として利用されておりました。農業振興地域の整備計画変更につきましても、別段問題になるような所はないと思います。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、2番をご説明いたします。

場所は●●地区、目的は自己用住宅です。本件では、申出者の子が自己用住宅を建築したいとのことで、自己所有地で申出地以外に適地がないため、今回の申し出となりました。

(スクリーンに、位置図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、JR●●線●●駅から市道●●線、市道●●線を北に進んだ所に位置します。

(スクリーンに、周辺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の地目は畑で、登記面積は463平方メートルです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図です。ここの赤い部分が申出地です。申出地の東側は市道を挟んで農地、西側は宅地、南側は農地、北側は雑種地にそれぞれ面しております。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが現地の写真です。

説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関する意見をお願いいたします。

第4番

去る3月5日に、申出人と奥様に申出地で確認しました。申出地は、申出人の自宅に隣接している所です。現在は、休耕していて草を刈った状態でした。

今回、申出地に息子さんが家を建てたいということです。息子さんは、現在家族5人で●●に住んでおられ、仕事がお休みの日は実家に帰られ、畑を鋤いたり農業を手伝われているようです。

息子さんにも電話でお話を聞きました。「実家の近くに家を建て、父の体調不良などを考慮して、これから父の老後を労働援助したい」とのことでした。

事務局の説明の通りです。農業振興地域整備の計画変更につきましては、別段問題になるような所はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、3番をご説明いたします。

場所は●●地区、目的は太陽光発電施設です。本件では、遊休農地となっている当該地に太陽光発電施設を設置したいとのことで、申出地以外に他に適地がないため、今回の申出となりました。

(スクリーンに、位置図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、周南市●●総合支所から県道●●線を南に向かい、市道●●線から市道●●線を西に進んだ所に位置します。

(スクリーンに、周辺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の登記地目は田で、登記面積2,171平方メートルです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図です。この赤い部分が申出地です。申出地の東側、西側、南側は農地、北側は農地及び市道を挟んで農地、宅地となっております。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが現地の写真です。

説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関する意見をお願いいたします。

第5番

議案第6号農業振興地域整備計画の変更についての番号3について、去る

3月4日に現地調査をしましたので、その結果をご報告いたします。

まず、申出地ですが、ここは写真で見て分かりますように、大体北東から南西へなだらかな傾斜のある、棚田と言ったら少し大げさですが、段々の田になっております。形成をしております。その南斜面にこの申請地があり、太陽光発電をする日照時間等には、好条件のように思いました。

申出者は、遠隔地に居住して耕作はもちろんできませんから、長年、耕作者や買い手を探しておられましたが、見つからない状態でした。しかし、近隣に耕作者や土地購入者もなく、大変困窮をされていた様子です。

この申出地は、現在耕作をした形跡は見られませんが、年に2～3回は草刈りは行われていた状態で、高い草木等は見当たりませんでした。

被害防除計画や現地を調査しても周辺に及ぼす影響等もないように思いますので、農業振興地域整備計画の変更は適当だと認めます。

以上ご報告申しあげます。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号3番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、4番をご説明いたします。

場所は●●地区、目的は植栽です。本件では、当該地に隣接する●●寺の景観維持及び鑑賞用として花木を植栽するため、今回の申し出となりました。

(スクリーンに、位置図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、周南市●●総合支所から県道●●線及び国道●●号線を南に向かい、市道●●線を南に進んだ所に位置します。

(スクリーンに、周辺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の地目は畑で、登記面積276平方メートルです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図です。この赤い部分が申請地になります。申出地の東側、南側は境内地、西側は農地及び雑種地、北側は赤線を挟んで農地となっております。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが現地の写真です。

説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関する意見をお願いいたします。

第11番

3月1日に、申請人、申請人というのは、●●にいらっしゃいます。今あそこにお寺が写真で見えますが、お寺の人がずっと作っておられて、●●の娘さんへ土地が相続になったということです。ただその土地は、●●から耕作に来ることはなかなか大変ということから、今まではお寺の住職さんがそこを畑として使用されていたということです。

水路とかそういう関係については、今現在も写真で見てもらったら分かるように、野菜と芝桜が植えてあります。そこは、田として使うということでもなく、建物を建てるということでもないということで、紫陽花を植栽して、お寺の目の前ですから、景観を檀家さんに喜んでもらいたいということから今回の変更ということになったと思います。

なお、田としてはもう状況が、条件が悪く、作れる状況ではないということです。以前からずっと使っていらっしゃらないということです。他の転用

の関係に該当する結果はないのではないかとということで、確認をしてまいりました。よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号4番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

4ページをお開き下さい。5番をご説明いたします。

場所は●●地区、目的は、ほ場整備事業に参加するための編入です。本件では、ほ場整備事業に参加するため、今回の申し出となりました。

(スクリーンに、位置図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、周南市●●支所から市道●●線等を南西に向かい、●●小学校付近に位置します。

(スクリーンに、周辺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の●●番●については、登記地目は田で、登記面積は330平方メートル、●●番●については、登記地目は田で、登記面積は2,035平方メートルです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図です。ここところになります。申出地の周辺の状況は、●●番●南側の一部が宅地に面している以外、すべて農地となっております。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが現地の写真です。これが●●番●、これが●●番●になります。

説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに編入に関しての意見をお願いいたします。

第17番

調査報告をいたします。

私どもの●●地区においては、60ヘクタールの県営ほ場整備事業を今計画、推進しておりまして、平成28年度より事業着手予定であります。

申出地も該当地に面しておりまして、今回の農振編入申し出においては、先々の計画を見越したことでもあり、農用地の利用集積率向上の観点から考えても●●土地改良区の当事者として、大変理解があり喜ばしいことだと考えております。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第9番

ほ場整備事業実施する時には、農業振興地域でなかったら補助金が出ないのですか。

第17番

はい。

第9番

そうですか。農業委員やっていてこういうことを言うてはいけないのですが。私の辺りをやる時にはこんな話は全くないので、全部が農業振興地域だからやれるということで、関係ない話が出なかった訳ですね。分かりました。

第30番

絶対条件です。

議長

その他ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号5番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第7号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成26年3月10日 提出 周南市農業委員会会長 杉村勝美

別添の別紙「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

事務局

農業委員の皆様には、農地流動化推進員として26年度の農地利用集積を進めて頂き、ありがとうございました。では、お手元の周南市農用地利用集積計画に基づきましてご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。新規250筆、329,973平方メートル、再設定461筆、646,887平方メートル、合計250筆、976,860平方メートルでした。新規の内、担い手に集積したものが、118筆、169,254平方メートルとなっており、新規分の約半数が担い手に集積されたこととなります。

新規の内、使用貸借が40パーセント、再設定では、使用貸借が43パーセントになります。また、賃貸借では、最高額が101,100円、最低額800円ですが、これは、一括賃料なので面積によりますから、比較は難し

いです。反当りの玄米で見ますと、最高90キログラム、最低8キログラムとなっております。

地区別の申出件数は、312件で、新規が102件、再設定が210件となっております。以上でございます。

議長

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第9号につきましては、先程説明がありましたので、報告第10号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。報告第10号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第10号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の9ページから10ページをお願いいたします。報告第11号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は8件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、5番と6番ですが、次の報告第12号でご説明いたしますが、農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取り消しをしたものにつきまして譲受人を変更して、新たに、届出をされたものでございます。以上でございます。

議長

只今の報告第11号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。報告第12号「農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成25年11月22日付けで受理し、平成26年1月10日の第1回総会において報告いたしました、「農地法第5条の規定による農地転用届出」2件につきまして、取り消しの届出がございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、先程、報告第11号でご説明いたしましたが、譲受人を変更して、新たに、農地法第5条の規定による農地転用届出書が提出されております。以上でございます。

議長

只今の報告第12号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の12ページから14ページをお願いいたします。報告第13号「非農地証明について」を、ご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は14件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第13号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の15ページをお願いいたします。報告第14号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は2件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第14号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第9番

2番は、●●市で市外ですが、周南市に提出するんですか。何かそういう取り決めがあるんですか。

事務局

周南市の農地を借りて事業をやっておられるので、周南市にも報告する義務があります。

第9番

事務所は●●市ですが、周南市の土地を使っているということですか。

事務局

はい、そういうことです。●●市にも報告が提出される、周南市にも報告が提出されるということです。

第11番

法人の給料とかそういう関係については、農業委員会としてはタッチしていないということなんですか。

事務局

以前にもご質問が出たと思いますが、この報告書の中には、そういう決算書類というのは添付されておきませんので、従業員の給料とかそういったものはありません。ただ、農業関係の売り上げ金額は記載があります。その

みが報告するという義務がありますので、それは載っております。

議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第14号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第3回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時46分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年3月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 野 勝 美

委 員 椎 木 人 志

委 員 村 木 実